

各県の融資制度

各県でも平成 28 年熊本地震による影響を受けた中小企業向けに、事業復旧のための資金の融資を行っています。各県の融資の対象となる方 は以下のとおりです。

1. 熊本県 災害復旧貸付制度

(1) 金融円滑化特別資金

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、以下のいずれかに該当する者。

- ① 申込日から 1 年以内の連続する 3 ヶ月間の平均売上高、平均売上総利益率または平均営業利益率（以下「平均売上高等」）が、前年同期の平均売上高等に比して、3%以上減少している者
- ② さまざまな外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者
- ③ 申込日から 1 年以内に倒産した企業に対して、50 万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者
- ④ 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者
- ⑤ 平成 28 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者
- ⑥ セーフティネット第 7 号及び第 8 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
- ⑦ セーフティネット第 1 号から第 6 号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者
- ⑧ 東日本大震災による影響を受けた者

(2) 金融円滑化特別資金（セーフティネット保証 4 号関係）

熊本県の地震により一定の影響を受け、以下の要件を満たす中小企業者

- ① 指定地域において 1 年以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近 1 ヶ月の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

(3) 金融円滑化特別資金（災害関係保証関係）

平成 28 年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で市区町村長の発行する罹災証明書を有している中小企業者

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

（４）小規模事業者おうえん資金

常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人（宿泊業・娯楽業を除く）)以下の中小企業者で、平成28年熊本地震による被害を受けた中小企業者。

（５）熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度（平成28年熊本地震特別融資）

熊本市内に1年以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者。

【出典】熊本県『中小企業向け融資制度の概要』
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_844.html

2. 大分県 地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）

平成28年熊本地震により被災した中小企業者の事業復旧費等に係る県制度資金の融資について特別融資を適用するとともに、相談窓口を設置しています。

（１）地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）

大分県内の中小企業者であって地震により被災（地震を原因とする災害を含む）し復旧を図ろうとする者

【出典】大分県『平成28年熊本地震により被災した中小企業者に対する金融対策について』
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/saigaifukkyuyyusi.html>